

保険診療と保険外診療（自由診療）について

1. 患者さんへのお願い

他の医療機関において保険外診療（自由診療）を受けた場合は、受診時にその診療内容や受診歴について、担当医へお申し出ください。

保険外診療（自由診療）の内容によっては、当院での診療を保険診療として取り扱うことができるか、確認が必要となる場合があります。

患者さんに安全かつ適切な医療を提供するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

2. 混合診療について

混合診療とは、同一の疾病に対する一連の診療過程において、保険診療と保険外診療（自由診療）を組み合わせることをいいます。

当院では、関係法令に基づき、混合診療に該当する診療は実施できません。また、患者さんが保険外診療（自由診療）を希望された場合であっても、その希望のみを理由として保険外診療（自由診療）を実施することはできません。

当院での診療の取扱いについては、患者さんの病状や診療内容等を踏まえ、関係法令に基づいて判断します。

3. 自由診療保険について

一部の保険会社では、保険外診療（自由診療）として実施されるがん遺伝子パネル検査、未承認薬又は医薬品の適応外使用による治療等を対象とした「自由診療保険」が販売されています。

「自由診療保険」の保険給付の内容については、ご加入の保険会社へご確認ください。当院での診療の取扱いについては、関係法令等に基づき、個別に判断します。

※ 保険診療と保険外診療（自由診療）の取扱いは、今後の医療制度等により変更される場合があります。本内容は、現時点における当院の方針です。